

労働政策審議会 職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会（第23回）	参考資料 1
令和7年8月8日	

同一労働同一賃金の施行5年後見直しについて

令和7年2月5日第16回同一労働同一賃金部会 資料1より新規資料を追加

厚生労働省 雇用環境・均等局
職業安定局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

（働き方改革関連法によるパートタイム労働法・労働者派遣法の改正の概要）

- 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の実効ある是正を図るための規定の整備が行われた。

1. 不合理な待遇差を解消するための規定の整備

- 短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇差の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。
（有期雇用労働者を法の対象に含めることに伴い、題名を改正（「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」））
- 有期雇用労働者について、正規雇用労働者と①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲が同一である場合の均等待遇の確保を義務化。
- 派遣労働者について、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇、②一定の要件（同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等）を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。
- また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。

2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

- 短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。

3. 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

- 1の義務や2の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法の5年後見直しについて

- 平成30年働き方改革関連法によって、同一労働同一賃金に係る規定は令和2年4月1日から施行（パートタイム・有期雇用労働法の中小企業への適用は令和3年4月1日）されている。今後、働き方改革関連法における下記の5年後見直し規定等に従い、必要な見直し検討を行っていく。

- 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）（抄）

附 則

（検討）

第十二条 （略）

2 （略）

3 政府は、前二項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の規定について、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、仕事と生活の調和、労働条件の改善、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の労働者の職業生活の充実を図る観点から、改正後の各法律の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

これまでの政府決定文書①

経済財政運営と改革の基本方針2024 (令和6年6月21日 閣議決定) (抄)

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

(1) 賃上げの促進

(略) 非正規雇用労働者について、希望者の正社員転換の促進、都道府県労働局・労働基準監督署による同一労働同一賃金の更なる徹底を進める。各種手当等の待遇差是正に関する調査等を踏まえ、ガイドラインの見直しを検討する。(略)

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応

(2) 海外活力の取り込み

(外国人材の受入れ)

(略) 最低賃金及び同一労働同一賃金の遵守の徹底等を通じて、適正な労働環境を確保する。

これまでの政府決定文書②

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版 (令和6年6月21日 閣議決定) (抄)

Ⅱ．人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着

2．非正規雇用労働者の処遇改善

(2) 非正規雇用労働者に対する同一労働・同一賃金制の施行強化

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の法施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、この差が合理的でないと結論はできないが、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在している。

非正規雇用労働者の処遇を上げていくためには、同一労働・同一賃金制の徹底した施行が不可欠である。この面においても、労働基準監督署が施行の徹底を図っていく。

昨年11月より法施行を強化し、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業のうち、都道府県労働局が指導・助言を実施していない企業については、一律で、労働基準監督署において点検要請書を対面で交付し、点検要請書において、経営者に報告の上、対応結果の報告を2か月以内に行うことを求めるなどとしてきた。

また、非正規雇用労働者の正社員転換の際の受け皿となり得る、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員等の多様な正社員や、無期雇用フルタイム社員にも、同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させていくことも含め、パート・有期雇用労働法等の在り方の検討を進める。

(3) 非正規雇用労働者の正規化支援強化

昨年11月より、非正規雇用労働者の正規化を促進するキャリアアップ助成金について、助成額を拡充するとともに、助成金の対象となる有期雇用労働者の要件を緩和した。この活用状況についてフォローアップし、更なる正規化の促進策を検討する。こうした取組により、不本意非正規雇用（正規雇用を希望している不本意の非正規雇用）の解消を図る。

これまでの政府決定文書③

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程） （令和5年12月22日閣議決定）（抄）

Ⅱ. 今後の取組

1. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築

<① 来年度（2024年度）に実施する取組>

（労働市場や雇用の在り方の見直し）

◆ 「同一労働同一賃金ガイドライン」等の必要な見直しの検討

- ・ 「同一労働同一賃金」については、その履行確保に向けた取組を一層強力に推進するとともに、「同一労働同一賃金ガイドライン」¹を含めたパートタイム・有期雇用労働法²の施行後の状況に関する調査結果を踏まえ、必要な見直しを検討する。

◆ 非正規雇用労働者の待遇改善に係る取組状況に関する企業の取組の促進

- ・ 非正規雇用労働者の待遇改善に関する取組状況について、情報開示を行っている企業の事例を収集、整理した上で、好事例として横展開するなど、企業の取組の促進策を検討する。

¹ 平成30年12月28日厚生労働省告示第430号。

² 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）。

これまでの政府決定文書④

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024

(令和6年6月11日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部 決定) (抄)

Ⅱ. 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進

(1) 所得向上、リスクリングの推進

① 女性の非正規雇用労働者の正社員転換等の促進

「L字カーブ」の解消に向けては、正規雇用の女性の就業継続を支援するだけでなく、初職から非正規雇用で働く女性や過去に妊娠等を契機に非正規雇用となった女性を正社員転換するための取組も同時に進めていく必要がある。このため、拡充された非正規雇用労働者の正社員転換及び処遇改善を進める事業主に対する助成の利用を後押しするとともに、非正規雇用労働者に対するリスクリング支援や就職支援に取り組む。【厚生労働省】

② 「同一労働同一賃金」の遵守の徹底と必要な制度見直しの検討

「同一労働同一賃金」の遵守の徹底については、その履行確保に向けた取組を引き続き強力に推進するとともに、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）における施行5年後見直し規定に基づいて、「同一労働同一賃金ガイドライン」等の必要な見直しを検討する。【厚生労働省】

これまでの政府決定文書⑤

経済財政運営と改革の基本方針2025 (令和7年6月13日 閣議決定) (抄)

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

4. 人中心の国づくり

(略) さらに、多様な価値観を持つ者が互いに尊重し合い、自己実現を進めていくことができる環境整備を進めるため、女性・若者のスタートアップへの挑戦や正規雇用の大幅増、リ・スキリングを行う者への支援、多様な働き方の推進に取り組む。人中心の国づくりを進め、全ての人が幸せを実感でき、人を財産として尊重する「人財尊重社会」を築く。(略)

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～

(2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

(多様で柔軟な働き方の推進)

短時間正社員を始めとする多様な正社員制度¹、勤務間インターバル制度の導入促進、選択的週休3日制の普及、仕事と育児・介護の両立支援、全ての就労困難者に届く就労支援に取り組む。

(略)

働き方改革関連法施行後5年の総点検を行い、働き方の実態及びニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて、検討を行う。

(略)

¹ 短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度など、勤務時間、勤務地、職種・職務等を限定した制度。

これまでの政府決定文書⑥

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版 (令和7年6月13日 閣議決定) (抄)

Ⅵ. 人への投資・多様な人材の活躍推進

2. 多様な人材の活躍推進

(2) 同一労働・同一賃金制の施行の徹底など非正規雇用労働者の処遇改善

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を禁じる同一労働・同一賃金制の施行については、都道府県労働局が原則執行し、労働基準監督署は、取組の不十分な企業のうち労働局が指導・助言をしていない企業に対して点検要請書の対面交付を行っている。同一労働・同一賃金制の施行強化の観点から、労働基準監督署の一層の活用策を検討する。

不本意非正規雇用労働者は減少傾向にはあるものの、依然として180万人程度存在する。正規雇用を望む人が速やかに正規雇用に転換できるよう、非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指す環境の整備や正規化支援の充実を図る。

(3) 働き方改革関連法施行後5年を踏まえた働き方改革の総点検

①働き方改革関連法施行後5年を踏まえた状況の把握と総点検

誰もが健康で、意欲と能力を発揮して働きやすい労働環境の下で生産性の高い多様で柔軟な働き方を推進するとともに、働き方改革関連法施行後5年の総点検を行い、働き方の実態とニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて労働政策審議会で検討する。

非正規雇用労働者の正社員転換の際の受け皿となり得る、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員等の多様な正社員や、無期雇用フルタイム社員にも、同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させていくことも含め、パートタイム・有期雇用労働法等の在り方について労働政策審議会で検討する。

これまでの政府決定文書⑦

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025

(令和7年6月10日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部 決定) (抄)

I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

(2) 地域における魅力的な職場、学びの場づくり

④ 「L字カーブ」解消に向けた取組の強化

ア 女性の非正規雇用労働者の正社員転換等の促進

「L字カーブ」の解消に向けては、正規雇用の女性の就業継続を支援するだけでなく、初職から非正規雇用で働く女性や過去に妊娠等を契機に非正規雇用となった女性を正社員転換するための取組も同時に進めていく必要がある。このため、非正規雇用労働者の正社員転換及び処遇改善を進める事業主に対する助成の利用を後押しするとともに、非正規雇用労働者に対する就職支援に取り組む。【厚生労働省】

⑤ 「同一労働同一賃金」の遵守の徹底

「同一労働同一賃金」の遵守の徹底については、その履行確保に向けた取組を引き続き強力に推進するとともに、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）における施行5年後見直し規定に基づいて、労働政策審議会同一労働同一賃金部会において、「同一労働同一賃金ガイドライン」等の必要な見直しについて議論を行い、その結果を踏まえ所要の措置を講じる。【厚生労働省】